

横浜市の保有する情報の公開に関する条例  
に係る運用上の課題の対応について(意見)

平成30年2月

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

## はじめに

横浜市における情報公開制度は、昭和63年の横浜市公文書の公開等に関する条例の施行により発足し、その後、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の制定等に伴い平成12年には横浜市の保有する情報の公開に関する条例が施行されている。この現行条例の施行から数えても約17年が経過し、平成28年度においては年間1万1千件を超える行政文書について開示決定等が行われており、情報公開制度が定着していることがうかがわれる。

情報公開制度は、横浜市が市政に関して市民に説明する責務を全うし、公正で民主的な市政を推進するために創設されたものであるが、制度が健全に機能するためには市民の協力が不可欠であり、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第4条では、開示請求者の責務として、この条例の目的に即し適正な請求を行うべきことを明文で規定しているところである。

しかし、平成20年頃には開示請求者の責務に反すると考えられる請求が繰り返され、実施機関がその対応に膨大な労力を要し、その結果実施機関の他の行政事務の遂行に支障をきたす事態が生じた。当該請求は一部の開示請求者によるものであったが、情報公開制度の健全な発展を阻み、将来にわたり制度の存立基盤、根幹を揺るがす問題をはらんでおり、当審査会としても看過することはできなかった。そこで、当該請求を端緒とする諸課題について検討するために当審査会に制度運用調査部会を設置し、現行条例の運用に係る課題の整理、対応策の検討等、慎重に審議を行い、平成21年7月に当審査会から「行政文書開示請求権の適正な利用について（意見）」（以下「平成21年意見書」という。）を市長に提出した。

その後、横浜市においては、平成22年2月の条例改正（同年8月1日施行）により権利濫用禁止規定を定めるとともに、当該規定の適用が適正に行われるよう三つに類型化した判断の基準を定めて運用してきたところである。これにより、権利濫用禁止規定の適用を受けた者が不適正な請求をやめるなど一定の効果が得られた。

しかしながら、近時、「既存の類型化された判断の基準の適用では対応できない開示請求者の責務に反すると考えられる請求」が繰り返され、実施機関の事務の遂行に支障をきたしていると度々報告されている。このため、当審査会として当部会を開催し、平成21年意見書を基本としつつ、現行条例の運用に係る新たな課題に対する対応策について慎重に審議を行い、当審査会の意見としてまとめたのが本意見書である。

市長におかれては、本意見書の内容を踏まえ、条例の適正な運用を通じて、情報公開に関する行政を円滑に推進し、情報公開制度のさらなる発展に取り組まれることを期待する。

平成30年2月15日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 藤原 静雄

## 目 次

### 1 問題の所在と課題の整理

- (1) 情報公開制度の運用状況 . . . . . 1
- (2) 「行政文書開示請求権の適正な利用について」(平成21年意見書) . . . 2
- (3) 条例第5条の「権利濫用禁止規定」の追加及びその効果 . . . . . 3
- (4) 開示請求権の適正行使と権利濫用禁止規定に係る新たな課題 . . . . . 4
- (5) 当審査会での検討項目及びそれに対する意見 . . . . . 5

### 2 現行条例の運用に係る意見

- (1) 行政文書の特定 . . . . . 6
- (2) 条例第5条第2項の権利濫用禁止規定の適用 . . . . . 9
- (3) 開示請求権の行使とは認められない行為 . . . . . 11
- (4) 開示の実施に係る諸課題への対応 . . . . . 12
- (5) 濫用的な審査請求に対する対応 . . . . . 14

## 1 問題の所在と課題の整理

### (1) 情報公開制度の運用状況

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）に基づく行政文書の開示請求の運用状況は、次のとおりである。これによると、請求書数及び請求文書件数は、共に高い水準で推移しており、制度自体は多くの人々に様々な場面で活用されていると推測され、制度を的確に運用していくことが重要になっていると認められる。

（参考資料）年度別の請求書数、請求文書件数及び不服申立て件数（単位：件）

年度	請求書数 ※1	行政文書開示請求の請求文書件数	開示決定等に係る不服申立て件数 ※2
平成20年度	2,449	29,758	485
平成21年度	2,862	44,133	73
平成22年度	2,810	20,989	112
平成23年度	2,888	104,071	107
平成24年度	3,261	16,847	82
平成25年度	3,141	23,952	22
平成26年度	3,469	14,792	49
平成27年度	3,114	9,487	31
平成28年度	3,510	11,189	350

※1 請求書数は集計処理上、個人情報本人開示請求、訂正請求及び利用停止請求を含む。

※2 平成27年度以前は異議申立て。平成28年度は審査請求

(2) 「行政文書開示請求権の適正な利用について」（平成21年意見書）

平成21年意見書において、当審査会は大要以下の意見を取りまとめて公表した。

ア 条例第4条の「利用者の責務」の趣旨

現行条例第4条の「利用者の責務」に関する規定は、開示請求権といえども、無制限に認められるものではなく、情報公開制度上、開示請求者には条例の目的に即した権利行使が求められていることを明確にしたものである。

本来の制度目的は、情報を公開することにより「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資すること」（条例第1条）であり、市政に関する情報が広く公開され、それをもとに市政に対する適正な意見が形成され、公正で市民の意見が反映された行政が実現されることが期待されている。したがって、開示請求者は、このような条例の目的に即した適正な請求を行うべきこと及び開示請求者が条例の規定により得た情報を適正に使用するべきことが要請されている（条例第4条）。

情報公開制度が健全に機能するためには、開示請求者と実施機関がそれぞれの責務を果たして情報の公開に向けて協力することが必要である。

イ 「利用者の責務」に反するのではないのかと考えられる請求について

「特定の課に対して短期間に集中して大量の請求を行うこと」、「開示請求書に職員を誹謗・中傷するような記載をして請求を行うこと」、「請求に当たって、行政文書の特定に実質的に応じないこと」等が同一人からの一連の請求において複合的に見られ、そのような請求が高い頻度で繰り返されている結果、実施機関の職員が膨大な事務作業を強いられる等、実施機関の業務遂行に与える悪影響は看過できない程度にまで達している。

ウ 条例第4条の「利用者の責務」としての「開示請求権の適正行使」の限界と権利濫用の法理

条例第4条は利用者の具体的な義務を定めたものとははいえないが、「利用者の責務」に反する請求の中には、単に不適正であるということにとどまら

ず、情報公開制度の趣旨から著しく逸脱した請求も見られ、そのような請求に対しては権利濫用の法理を適用できる場合があると考えられる。

特定の開示請求が権利濫用に該当するか否かについては、当該請求に係る請求内容、開示決定等に至るまでの開示請求者とのやり取り、開示請求者の言動その他様々な要素を総合的に勘案して判断する。事例を一般的に示すことは困難であるが、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ、実施機関に対する開示請求者の害意が認められる場合は権利濫用に該当する（平成22年10月6日横浜地方裁判所判決（平成19年（行ウ）第99号）及び平成23年7月20日東京高等裁判所判決（平成23年（行コ）第363号）参照）。

また、条例第4条の利用者の責務に反する請求について、補正を求めてもなお補正が行われない場合又は補正の手続をとることができない場合であって当該請求が開示請求権の濫用にあたりと判断したときは、当該請求を不適法なものとして却下することも考えられる。

### (3) 条例第5条の「権利濫用禁止規定」の追加及びその効果

平成21年意見書等を踏まえて、横浜市においては、権利濫用禁止規定を条例改正（平成22年2月横浜市条例第1号。平成22年8月1日施行）により規定し、併せて、権利濫用禁止規定が適正に適用されるよう、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引（以下「条例解釈運用の手引」という。9ページ）において具体的事例を次の三つに類型化した判断の基準を定め、個別の事案ごとに総合的に判断し運用してきた。

ア 請求者の言動、請求の内容、方法等から、開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。

イ 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。

ウ 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。

その結果、権利濫用禁止規定を適用した事例は、平成23年度1件、平成28年度

10件、平成29年度26件（12月末現在）、計37件あった。

平成24年度から平成27年度までの間は権利濫用禁止規定の適用事例がなかった状況から、前記アからウまでの類型に該当する典型的な濫用事例については、権利濫用禁止規定の制定により不適正な開示請求が止み、一定の抑制効果はあったものと考えられる。

#### (4) 開示請求権の適正行使と権利濫用禁止規定に係る新たな課題

前記(3)のとおり、平成27年度までは、権利濫用禁止規定が制定されたことにより不適正な開示請求に対する一定の抑制効果はあったものと考えられるが、平成28年度以降、前記アからウまでの類型にはそのまま当てはまらないが、利用者の責務に反するのではないかと考えられる新たな類型の濫用的開示請求が多数行われるようになった。例えば、同一の行政文書について社会通念上考えられない間隔・頻度で開示請求を繰り返す、開示決定等の期限が到来する前に同一の行政文書を対象とした新たな開示請求を行う、開示決定等について審査請求を提起し係争中の行政文書について特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず新たな開示請求を行うなどの行為である。

さらには、開示請求権の濫用的行使にとどまらず、大量の決定のほぼ全てに対して、次々と審査請求が行われるという事態も生じている。

実施機関では、これらへの対応に膨大な労力を要し、その結果、実施機関の行政事務の遂行に著しい支障をきたしている。

さらに、当審査会においても、審議待ちの審査請求案件が従来の10倍を超える事態となっており、審議入りまでの期間をいたずらに長期化させ、結果として、他の審査請求人が審査請求に対する判断を迅速に受ける権利を阻害することとなっている。

(5) 当審査会での検討項目及びそれに対する意見

上記の状況を踏まえて、平成21年意見書で示した考え方を基本としつつ、開示請求制度の適正利用をめぐる課題について当審査会として次の事項を検討し、意見を述べることにした。

ア 平成21年意見書で示した内容について、意見書提出後の新たな状況を踏まえて改めて検討した事項

(ア) 行政文書の特定

(イ) 条例第5条第2項の権利濫用禁止規定の適用

(ウ) 開示請求権の行使とは認められない行為

イ 今回新たに検討した事項

(ア) 開示の実施に係る諸課題への対応

a みなし開示制度

b 条例第12条の「開示決定等の期限の特例に係る上限の設定」

(イ) 濫用的な審査請求に対する対応



## 2 現行条例の運用に係る意見

### (1) 行政文書の特定

行政文書の保存形式、保管場所、作成者、作成時間などにより請求に係る行政文書を特定した開示請求は、「実施機関が開示請求に係る行政文書を合理的な方法で特定できる程度に具体的な記載」がなされた開示請求とはいえ、補正を求めることができる。

また、開示請求以外の内容の単なるメモ書きなど補正を求めることが明らかに不要であり又は求めることができない場合は、補正を求めずに文書不特定による請求拒否処分を行うことができる。

#### [説明]

#### ア 行政文書の特定の場面における利用者と実施機関の責務

条例第6条では、開示請求の円滑な手続を確保する観点から、開示請求を要式行為とし、開示請求書に形式上の不備がある場合に、利用者及び実施機関に必要な措置をとるべきことを定めている。

#### イ 行政文書が特定されているとはいえない開示請求

実質的に行政文書が特定されているとはいえない開示請求については、実施機関が補正の手続を積極的に活用するなど行政文書の特定向けた対応をするよう、平成21年意見書においても述べている。

情報公開制度の趣旨に鑑みると、およそ行政文書に記録された情報の内容に着目しないでなされた開示請求は、実質的に行政文書が特定されているとはいえないと考えられる。この観点を中心に当審査会において新たな請求事例を基に改めて検討したところ、下記(ア)から(オ)までに該当する請求についても、形式的には開示請求の形式が整えられているように見えるが実質的には「実施機関が開示請求に係る行政文書を合理的な方法で特定できる程度に

具体的な記載」(条例解釈運用の手引12ページ)がなされている開示請求とはいえ、補正を求めることができる。

- (ア) 形式的、外形的には行政文書が特定されているかのように見えるが、実質的には特定されているとはいえない請求

大量の行政文書を機械的に文書番号のみで特定し、結果的に多種多様な内容の行政文書が多数含まれることとなる請求は、実質的に文書が特定されているとはいえない。

(例) 「文書番号1～1000の文書」などの請求

- (イ) 行政文書の保存形式又は保管場所のみを特定した請求

「特定の文書作成ソフト、表計算ソフトにより作成・保存されたもの」などの行政文書の保存形式のみを特定した請求や「特定のパソコンのハードディスク、特定の書庫」などの行政文書の保管場所のみを特定した請求は、実質的に文書が特定されているとはいえない。

(例) 「A課が保有するワード、エクセル形式の文書」、「B課のC課長席後ろにある書庫内の文書」などの請求

- (ウ) 行政文書の作成者又は作成時間により特定した請求

行政文書の作成者及び作成時間は行政文書に記録されることとされており、行政文書の作成者又は作成時間により特定した請求は、文書が特定されているとはいえない。

(例) 「D職員が作成した資料」、「E課において超過勤務時間内に作成した資料」などの請求

- (エ) 社会通念上明らかに全実施機関が保有しているとは考えられない文書を対象として、全実施機関宛に行う請求

条例に規定する全実施機関に含まれる54の区局、約1,000課に及ぶ全区局課が社会通念上明らかに保有しているとは考えられない文書を対象として全実施機関宛に行う請求は、文書が特定されているとはいえない。

(例) 全区局を対象とした、特定の専門分野の業務でのみ使用する物品を  
購入した伺文書の請求

(オ) 著しく大量であって、当該請求人においてその全てを閲覧することはで  
きないと考えられる請求

(例) 「全ての建築確認関係書類」、「全ての固定資産税課税台帳」などの請  
求

ウ 開示請求書の記載内容等から、行政文書を特定することが不可能である次の  
場合は、補正を求めずに文書不特定による拒否処分を行うことができる。

(ア) 行政文書の特定ができないことが明らかであり、補正を求めることが明  
らかに不要な場合

(例) 開示請求書に開示請求以外の内容が記載されているに過ぎない請求

(イ) 開示請求者に対し補正を求めることができない場合

(例) 開示請求者に連絡が取れず補正を求めることができない請求

## (2) 条例第5条第2項の権利濫用禁止規定の適用

権利濫用禁止規定を適正に運用するため横浜市では権利濫用に該当する三つの類型を示し判断の基準としてきたが、開示請求権の適正な行使とはいいがたい最近の事例に鑑みると、「開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき」も権利濫用に該当する新たな類型として判断の基準に加えることが適当である。

### [説明]

#### ア 権利濫用禁止規定の適用の現状

権利濫用禁止規定の適用に当たっては、実施機関は具体的事例をアからウまでの三つに類型化して判断の基準として運用してきた（条例解釈運用の手引9ページ）。しかしながら、近年、アからウまでの類型には当てはまらない新たな類型の権利濫用に該当すると考えられる開示請求がなされ、実施機関がその対応に膨大な労力を要し、その結果、実施機関の他の行政事務の遂行に支障をきたしている事態が見受けられる。このため、実施機関においては、アからウまでの類型には当てはまらないものであっても、権利濫用に該当すると判断される事案に対し、適切に対応することが必要である。

#### イ 権利濫用禁止規定を適用する判断の基準の新たな類型の検討

社会通念上考えられない間隔・頻度で繰り返し行われる開示請求は、多くの場合開示請求する実益はないことが明らかであると共に、実施機関においてその対応に膨大な労力を要し、結果として、実施機関の他の行政事務の遂行に支障をきたしており、権利濫用に該当すると考えられる。

開示請求権の濫用に該当するかどうか判断する場合の類型に、次のとおり新たな類型エを付け加えて、四類型とする。

「エ 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき」

この類型エの具体的事例としては、次のものが考えられる。

- (ア) 同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず、社会通念上考えられない間隔・頻度で開示請求を繰り返すとき、又は開示決定等の期限が到来する前に新たな開示請求を行うとき。
- (イ) 現に審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず、新たな開示請求を行うとき。
- (ウ) 非開示決定を妥当とする裁決の後に再び開示請求を行うなど、審査請求に対する裁決が行われた開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず、実益のない新たな開示請求を行うとき。
- (エ) 実施機関により補正を求める等の相応の努力がなされたが、これに応じないため、実施機関が文書不特定による非開示決定を行ったにもかかわらず、同様の開示請求を繰り返すとき。

ウ 権利濫用禁止規定を適用する判断の基準の現在のアからウまでの類型における具体的事例の追加

今回検討した事例の中には、既存の類型ウに分類することのできる権利濫用に該当すると考えられるものがあった。

そこで、類型ウ「開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。」に、次の内容を具体的事例として追加する。

「不適正な行為を繰り返したことを理由として条例第5条第2項に規定する権利の濫用を適用した者について、その後の開示請求の時点でも、なお、権利濫用と認めるべき事情が存在するとき。」

(3) 開示請求権の行使とは認められない行為

実質的には開示請求権の行使と認められないときは、当該行為に応じないことができる。

[説明]

開示決定等の処分を行うことを実施機関に督促するために、既に提出した開示請求書の副本の写しを提出するなど、およそ開示請求権の行使とは認められない行為に対しては、これを開示請求とは認めず応じないことができる。

(4) 開示の実施に係る諸課題への対応

「みなし開示制度の条例による規定」及び「条例第 12 条の開示決定等の期限の特例に係る上限の設定」について検討すべき。

[説明]

ア みなし開示制度

度重なる開示の日程調整にも応じない、連絡もなく一方的に開示の実施に応じない、相当の理由がないにもかかわらず繰り返し開示の実施の中止又は延期を求める、写しの交付を求めているが実費を納付しないため開示の実施ができない等の事案が多数生じている。

このため、「実施機関は、請求者が条例第10条第1項に規定する通知があった日から一定の日数以内に開示を請求した行政文書の開示を受けないときは、当該請求者に対し、相当の期間を定め、その期間内に当該行政文書の開示を受けるよう催告することができる。この場合において、請求者がその期間内に合理的な理由なく行政文書の開示を受けないときは、当該行政文書の開示は実施されたものとみなす。」旨を規定することが考えられる。

この場合、開示請求権に一定の制約を加えることとなるため、条例で制度化することが適当である。

イ 条例第12条の「開示決定等の期限の特例に係る上限の設定」

条例第12条に規定する「開示決定等の期限の特例」に係る対象行政文書量に上限を設定し、上限を超える大量請求に対しては、対象行政文書の絞り込みにより適正な開示請求となるよう要請することとし、抽出請求や分割請求などができるにもかかわらず、合理的理由もなく開示請求者がこれに応じない場合は、開示請求の拒否処分を行うことができる旨を、裁判例（「各文書不開示処分取消請求控訴事件」開示決定等の期限の特例を定める行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」

という。) 第11条に関する平成23年11月30日東京高等裁判所判決(平成23年(行コ)第216号)参照)及び他自治体(神奈川県、富山県及び兵庫県)の例も踏まえて、今後運用することも考えられる。

開示決定等の期限の特例を定める情報公開法第11条に関する前述の裁判例においても「同法は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であっても、事務の遂行に著しい支障を生じさせることなく、「相当の部分」(・・・)について開示決定等をする期限を区切ることができ、残りの部分についても30日以内に開示決定等をする期限を区切ることができることを想定しているのであり、おのずから期間内の事務処理が可能な量的な制限が想定されており、かつ相当の人員を配置しても同期限を年余の先とせざるを得ない場合を想定しているとは考えられない。」と判断している。

この場合、上限の設定としては、対象となる行政文書の開示決定等を行うのに「おおむね1年以上の期間を必要とする場合」が一つの基準として考えられる。具体的な文書量については、開示請求の内容や実施機関の当該所管課における執行体制等によることとなるが、担当職員が通常業務を遂行しながら開示請求の対象となるすべての行政文書について、開示決定等を行うのに必要とする期間が一つの基準として考えられる。

また、上限を超える開示請求がなされた場合、実施機関は、条例の趣旨を説明し、抽出請求や分割請求などによる開示請求の対象行政文書の絞り込みを要請し、適正な開示請求となるよう要請することが必要である。

実施機関からの要請にもかかわらず、開示請求者がなお、これに応じない場合には、機能的な文書特定がなされておらず、文書不特定を理由として当該請求の全部について拒否することも考えられる。



(5) 濫用的な審査請求に対する対応

訴権の濫用については民事訴訟で論じられているが、開示決定等に対する審査請求権の濫用についても、検討する必要があると考えられる。しかしながら、具体的な適用に当たっては、訴訟と審査請求を同列に論じることができるか否かも含めて、引き続き検討が必要である。

[説明]

開示決定等に対する審査請求がなされ係争中の行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず、繰り返し新たな開示請求がなされ、さらにこれに対する開示決定等に対して、繰り返し大量の新たな審査請求がなされる事案が生じている。

このため、実施機関における審査請求対応業務の増大による事務の停滞、審査会における諮問された審査請求事案の審議待ち期間の長期化及び答申までの所要期間の長期化が生じている。その結果、特定の開示請求者による濫用的な開示請求及び審査請求により、他の市民の審査請求権が侵害されることとなっている。

審査請求手続は、行政権の一環であって、書面主義、職権主義を基本とし、審査請求人の手続的権利について、種々の点で民事訴訟等の訴訟手続とは異なるが、紛争解決の手続である点については同様であり、同一の文書又は同一の請求内容の開示決定等に係る繰り返しの濫用的な審査請求を許容すると、紛争解決の手段としての機能を果たすことができなくなる。このため、濫用的な審査請求に対する実施機関及び審査会における対応についても、紛争解決のための審査請求制度の適正な運用の観点から、なお、引き続き、検討を行うことが必要である。

《 参 考 1 》

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 委員名簿

氏 名	職 名
◎ 藤 原 静 雄	中央大学法科大学院教授
○ 金 子 正 史	元同志社大学法科大学院教授、獨協大学名誉教授
松 村 雅 生	日本大学大学院法務研究科教授
稲 垣 景 子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院特別研究教員
金 井 惠里可	文教大学准教授
久 保 博 道	弁護士
小 林 雅 信	弁護士
高 橋 良	弁護士
山 本 未 来	明治学院大学准教授

(◎は会長、○は会長職務代理者)

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 制度運用調査部会 委員名簿

氏 名	職 名
◎ 藤 原 静 雄	中央大学法科大学院教授
○ 金 子 正 史	元同志社大学法科大学院教授、獨協大学名誉教授
松 村 雅 生	日本大学大学院法務研究科教授

(◎は部会長、○は部会長職務代理者)

《 参 考 2 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 29 年 1 月 11 日 (第32回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 29 年 2 月 2 日 (第33回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 29 年 3 月 16 日 (第34回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 29 年 4 月 20 日 (第35回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 29 年 5 月 19 日 (第36回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 29 年 6 月 1 日 (第37回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 29 年 7 月 20 日 (第38回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 29 年 8 月 25 日 (第39回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 29 年 9 月 22 日 (第40回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 29 年 11 月 16 日 (第41回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 29 年 12 月 26 日 (第42回制度運用調査部会)	・ 審議 (意見書案を決定)
平成 30 年 1 月 18 日 (第 226 回 第 三 部 会)	・ 審議 (第三部会委員の了承)
平成 30 年 1 月 19 日 (第 329 回 第 二 部 会)	・ 審議 (第二部会委員の了承)
平成 30 年 1 月 23 日 (第 311 回 第 一 部 会)	・ 審議 (第一部会委員の了承)
平成 30 年 2 月 2 日 (第43回制度運用調査部会)	・ 審議 (意見書を決定)